

日本小児循環器学会地方会委員会細則

(委員会の設置)

第1条 日本小児循環器学会地方会制度の運営のため、「日本小児循環器学会地方会委員会」(以下「委員会」と呼ぶ)を設置する。

(構成と定員)

第2条 委員会の構成は、理事会が指名する担当理事と評議員からなり、担当理事を委員長とする。

2. 委員会の定員は10名程度とする。
3. 委員会は小児循環器領域と心臓血管外科領域の委員で構成する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 委員長、副委員長の任期は2年とし、連続2期を限度とする。

(選任方法)

第4条 委員は評議員のうち理事会において選任する。

2. 委員長は理事会において選任した担当理事があたる。
3. 副委員長は委員の互選によって定める。

(解任)

第5条 委員の解任は理事会において3分の2以上の議決により行うことができる。

(補充)

第6条 委員がその職を全うできないときは、理事長は理事会の議を経て、補充することができる。

2. 補充により選任された委員の任期は前任者の残任期間とする。

(業務)

第7条 地方会委員会は、日本小児循環器学会地方会制度の運営のため、地域の学会、研究会等について「日本小児循環器学会地方会」への申請があった場合、別に定める日本小児循環器学会地方会認定審査施行細則に従い、認定の審議を行う。委員会は審議の結果を理事会に報告し、承認を得なくてはならない。

2. その他、制度の目的を達成するのに必要な事項。

(運営)

第8条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長を務める。委員長が職務を行えないときは、副委員長が代行する。

2. 委員会の成立定足数は定員の2分の1以上とする。委員が出席できないときは、委任状を提出することができる。

3. 議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4. 会議の議事については、議事録を作成する。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、日本小児循環器学会事務局に置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるものの他、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付則

(施行期日)

この規約は、平成26年7月4日から施行する。